トレーラサービスニュース



NO. 36

発行日 2013年1月

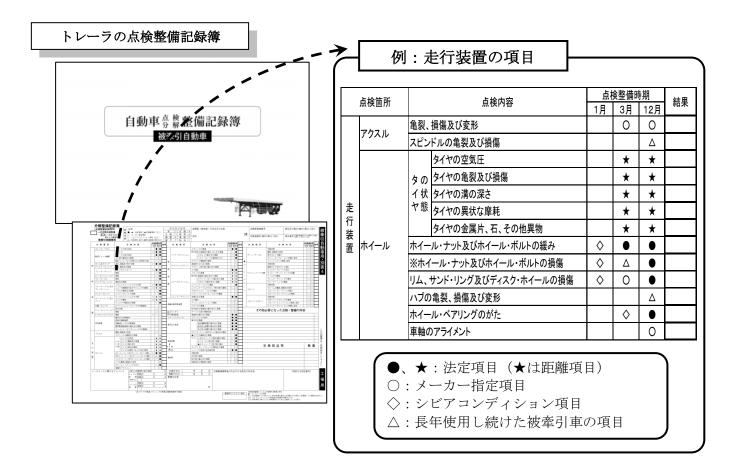
改定日

トレーラメーカーが定める

「点検整備方式」による点検・整備のお願い

- ・トレーラメーカーでは、法律で定められた「点検項目」やメーカーが指定する「点検項目」を、 「点検整備方式」に規定しています。
- ・また、定期的に交換が必要な「定期交換部品」についても、「点検整備方式」に記載してお知らせしています。
- ・トレーラを安全に使用していただくために、是非、この「点検整備方式」に基づく、点検・ 整備の実施と部品交換をお願いします。

1. トレーラメーカーでは以下に示すように、トレーラ特有の点検・整備項目を記載しています



- 2. この「点検整備方式」に記載された事項に基づく点検・整備が行われていない場合、故障等により、トレーラの安全な運行ができなくなるおそれがあります。
 - 【注意】トレーラメーカーが定める「点検整備方式」による点検・整備が行なわれていないと、 所定の保証が得られない場合がありますのでご注意願います。 (詳細は、各メーカーにご確認下さい)
 - 一般社団法人 日本自動車車体工業会 トレーラ部会サービス委員会